

令和3年度 東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録(公開用)

日時:令和4(2022)年5月17日(火) 13:00~14:00

場所:東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

<福祉保健局 出席者>

障害者施策推進部 計画課(課務担当)
障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)
障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)
障害者施策推進部 施設サービス支援課(児童福祉施設担当)
障害者施策推進部 施設サービス支援課(連絡調整担当)
障害者施策推進部 施設サービス支援課(生活基盤整備担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課(就労促進担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課(就労支援担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課(居住支援担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課(総合支援担当)
少子社会対策部 保育支援課(保育士等キャリアアップ推進担当)
少子社会対策部 家庭支援課(母子保健調整担当)

<住宅政策本部 出席者>

都営住宅経営部 住宅整備課(企画調整担当)
民間住宅部 安心居住推進課(企画調整担当)
民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)

<東京 LD 親の会連絡会 出席者>

LD 等発達障害児・者親の会けやき 2名
LD(学習障害)とそれに類似する児・者親の会にんじん村 3名
学び方が違う子の親の会ルピナス 3名

1. 一生涯を通して切れ目のない、LD等発達障害者支援体制の確立

(1) LD等発達障害のある人は、早期発見・早期支援によってその後の成長に大きな影響があります。検診結果が経過観察になった場合には、各区市町村が家族に対し継続的で十分な援助が行えるよう、更なる連携と支援をお願いします。

◆回答:障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

都は、区市町村包括補助事業により区市町村が支援専門員及び医師、心理士、OT、PT 等を配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導することで、発達障害のあるお子様を早期に発見するとともに、早期に支援機関に繋げるための取り組みを支援しているところでございます。引き続きこうした取り組みによりまして、LD 等発達障害のあるお子様等への支援の充実を図って参りたいと考えております。

◆回答:少子社会対策部 家庭支援課(母子保健調整担当)

乳幼児健診で経過観察となった乳幼児のフォローに係る独自の取り組みに対して、包括補助により各区市町村に対して財政支援を行っております。また、都は区市町村が事業に取り組む際などに、必要に応じて技術的・専門的支援を行っております。

- (2) 新型コロナウイルス感染拡大により適切な時期に乳幼児健診が受けられず、相談の時期を逸してしまうことがあります。また、親子で閉じこもって生活している発達障害児は、適切な療育に繋げることが難しい場合もあります。感染対策を施し可能な限り感染リスクを低減し、安心して健診や療育を受けられるようにご尽力ください。また、適切な時期での健診や療育は重要であるため、あらゆる機会を捉えて区市町村に助言をお願いします。

◆回答：少子社会対策部 家庭支援課(母子保健調整担当)

乳幼児健康診査等の基礎的な母子保健サービスは区市町村が実施主体であり、区市町村が地域の実情に応じて独自に取り組む事業とされております。コロナ禍においては、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診に切り替えた場合、国庫補助による区市町村の負担軽減が講じられており、区市町村は地域の実情に応じて取り組んでおります。また、都は新型コロナウイルス感染症流行下における母子保健事業の実施状況調査を実施しておりまして、コロナ禍において工夫している点や課題等を含めて取りまとめの上、母子保健事業の担当者連絡会等におきましても情報共有を図っているほか、区市町村同士の意見交換の場を設け、取り組みが進むよう支援しております。

- (3) 新型コロナウイルス感染拡大により、未就学児のための児童発達支援では施設の休止や療育の中止等があり、継続的な療育が受けられない状況も見受けられました。家庭訪問やオンラインによる療育・相談等を実施し、様々な方法で療育が途切れないような枠組みを構築してください。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

都は国通知に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童が新型コロナウイルスに感染することを恐れて事業所を欠席する場合、事業所が家庭訪問、電話、その他の方法で児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと区市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定の対象とすることを認めており、サービス提供の継続性の確保を図っております。今後も区市町村等と連携しながら、継続的な支援の適切な実施を図って参ります。

(4) 未就学児の発達支援(療育)について

- ①児童福祉法に基づく児童発達支援事業の療育とは別に、受給者証を取らなくても受けられる発達支援事業(療育)を行うことを区市町村にご指導ください。

幼児の保護者にとって受給者証を取らないと支援が受けられないのは、障害受容の点でハードルが高すぎる場合があります。せっかく相談にかかっても、このハードルのために発達支援に結びつかないどころか、相談を辞めてしまう場合もあります。

受給者証を取らなくても受けられる区市町村の発達支援事業(療育)を受けることで、指導員や相談員との会話や保護者同士の情報交換により、保護者の障害福祉サービスを利用することへの抵抗感が薄れたり、特別支援教育へスムーズに移行できたりするという流れが生まれることもあります。一見重複するサービスのように見えるかもしれませんが、受給者証を取らなくても受けられる発達支援は、後の支援へとつながる可能性があること、療育を受けられる間口を広げること、この二点で大変意義があると考えます。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(児童福祉施設担当)

受給者証が要件ではない児童が受けられる発達支援事業について、区市町村では地域の特性や利用者の状況に応じ、地域生活支援事業の日中一時支援事業等を実施しております。また都では、児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核として機能するよう、専門職の配置経費補助を行っており、身近な地

域での相談や療育の体制整備を引き続き支援して参ります。

②児童福祉法に基づく児童発達支援事業の療育については、必要な人に支援が届くよう、区市町村で格差なく受給者証が発行されるよう働きかけて下さい。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所施設担当)

受給者証については、区市町村が申請内容等を審査し、支給決定を行った上で申請者に交付することになっておりますが、支給決定等に関する審査基準や当該事務手続き等については、国が定めている事務処理要領において具体的に規定されております。

③障害者手帳と受給者証の違いについて、保護者がより分かりやすいように周知を図ってください。

まだ障害を受容していない親にとっては、障害福祉サービスを使うことに抵抗感がある人もいます。受給者証の取得は即ち障害と結びやすい傾向があります。まずファーストステップとして、相談員や支援員の方々が生徒の成長に支援が有効なことを、障害とは切り離して伝えてくださるようご指導ください。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所施設担当)

障害のある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいことから、区市町村や関係機関において、障害のある児童とその家族に対し、必要な相談支援等を行っております。特に障害児相談支援事業所は、障害の疑いがある段階から児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っております。障害児相談支援の質の確保及びその質の向上を目指しながら、児童や家族に対して適切に相談支援等を実施していくよう、今後も区市町村等と連携を図って参ります。

(5) 5歳児健診について

①保護者を含めた周りの人たちが、子どもの特性を理解してしっかりした就学準備を進めていくためにも、多くの区市町村が「5歳児健診」を取り入れるよう、働きかけてください。

◆回答：少子社会対策部 家庭支援課(母子保健調整担当)

都は、区市町村の行う5歳児健診における独自の取り組みについて、未実施自治体が既に実施している自治体の取り組みを参考にすることが可能となるよう、実施内容を一覧にして情報提供しており、母子保健事業担当者連絡会におきましても情報共有を図っています。

②令和2年度の「5歳児健診」実施状況をお知らせください。

◆回答：少子社会対策部 家庭支援課(母子保健調整担当)

都が把握している直近の状況は令和元年度の状況で、11区市町村が5歳児健診を実施していると把握しております。

(6) 乳幼児期に発達障害が早期発見されても、保育園、認定こども園などの施設職員等の専門知識や経験のある職員の数が不足していて、十分な対応がなされていないと聞いています。早期発見の効果が高まるよう、職員数を増やすと同時に、研修会の質も更に向上するよう図ってください。

◆回答：障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

東京都は区市町村包括補助事業により、区市町村が支援専門員及び医師、心理士、OT、PT等を配置し、幼稚園、保育所等を巡回する等で、発達障害のあるお子様を早期に発見するとともに、早期に支援機関に繋げるための取り組みを支援しております。また、区市町村や支援機関等の発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者に対して、発達障害への理解と支援の充実を図るため、様々なテーマを設けて研修を実施しているところでございます。

◆回答:少子社会対策部 保育支援課(保育士等キャリアアップ推進担当)

都は、障害児等特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、社会福祉法人や株式会社等のすべての事業主体を対象に、認可保育所、認証保育所、小規模保育等の多様な保育サービスを幅広く支援する「保育サービス推進事業」を実施しております。また市町村に対しては、地域の実情に応じて多様な保育ニーズに対応できるよう、子育て推進交付金による支援を実施しており、市町村は交付金等を活用して、認可保育所等に対して職員増配置や障害児保育に必要な人員の配置等の支援を行っております。

◆回答:少子社会対策部 家庭支援(母子保健担当)

地域における母子保健水準の維持向上を図るため、区市町村の母子保健従事者や医療機関関係者等を対象とした母子保健研修を開催しており、例年乳幼児の発育発達や乳幼児健診の意義や留意点、育児支援の在り方等の内容を取り入れています。また、都立小児総合医療センターが中心となり、平成20年度より実施している「子どもの心診療支援拠点病院事業」において、医療機関や保育、学校、児童福祉施設等の地域の関係機関が子どもの心の診察や日常生活の中で疾患や障害特性に応じた適切な対応が行えるよう、専門医療機関のノウハウを活用し、各種研修等を実施しております。

(7) 療育専門の訪問支援員が保育所・幼稚園・小学校・中学校・支援学校等に出向き、子どもの特性に応じて集団生活への適応のための支援を行う「保育所等訪問支援事業」が全ての区市町村で利用でき、訪問支援をするOTやPTなどの専門家と訪問支援先の先生・保護者の間で、長期的かつ継続的な支援を意識したスムーズな連携が図られるよう体制づくりをお願いします。

◆回答:障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所施設担当)

障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくためには、子どもの成長段階や障害特性に応じた、きめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。保育所等訪問支援については、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、障害のある子どもが保育所や学童クラブ等を利用できるよう取り組みを進めていくことが重要です。都は「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、令和5年度までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指しており、区市町村が障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用して、新たに保育所等訪問支援を開設することを可能としています。

(8) 外出自粛で在宅時間が増えました。多くの時間を当事者と過ごすことで、家族は改めて日常生活や社会生活上の困難を目の当たりにしてストレスを抱え、他者の目が入りにくくなったこと等から虐待等の問題に繋がったケースも増加したと聞いています。また、学校の休校や福祉サービス事業所の休業の結果、適切な時に相談ができず、当事者や家庭に大きな対応努力が求められました。通常とは違う状況の中でも、必要としている当事者・家庭に十分な支援が行き届くよう、緊急時でも連携を図り対応を取れる体制づくりをお願いします。災害時における当事者支援にもつながる課題だと考えています。

◆回答:障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所施設担当)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に学齢期の障害者の支援については、学校の一斉臨時休校以降、放課後等デイサービス事業所を中心に対応がなされて参りました。また、緊急事態宣言の継続により自粛要請が長期化し、障害児本人や同居する保護者等家族の負担が増している世帯の増加が見受けられました。このような世帯について、障害児相談支援事業所等では重点的に家庭訪問や電話、メール等の相談支援を実施するとともに、放課後等デイサービス事業所等に対しても、相談等の事業者支援にも努めるよう求められてきました。放課後等デイサービス事業所が臨時休業する場合でも、電話や訪問等

により、事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなり重要であることから、都では国通知に基づき、代替的サービスの実施について周知して参りました。今後も区市町村や関係機関と連携を図り、支援継続の確保を図って参ります。

◆回答：障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

都は昨年度、区市町村や支援機関等発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者に対する研修の中で、「新型コロナウイルス感染症と発達障害について」というテーマで触れる等、関係機関への普及に努めているところでございます。

2. LD等発達障害のある人の自立生活援助

(1) 計画相談支援について、困難事例への対応や様々な調整等を基本報酬に適切に反映させ、事業実施のために十分な報酬単価とするよう引き続き国にお伝えし、制度の充実を図ってください。

◆回答：障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

これまで東京都は国に対し、障害福祉サービス全般にわたり基本的な報酬の改善を行うことや、人件費、土地建物取得費、賃借料等が高額である実情を適切に反映させることを要求してきましたが、特に計画相談については報酬が十分でないという声も多く、東京都としても令和2年12月に、計画相談支援に係る基本報酬の拡充について緊急提案を行いました。令和3年度の報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定程度報酬体系の見直しはされたところですが、報酬改定の効果を検証し、引き続き報酬体系の見直しについて検討するよう国に提案要求して参ります。

(2) 障害のある人が地域で生活を続けていくためには、地域移行支援や地域定着支援等の相談支援が十分機能することが必要です。地域における相談支援の中心となる基幹相談支援センターの設置を更に推進してください。

◆回答：障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

主任相談支援専門員の主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進や機能強化を図るため、「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」のほか、「基幹相談支援センター等における区市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を区市町村に周知しており、広域的立場から基幹相談支援センター設置等の重層的な相談支援体制の整備をしております。引き続き相談支援の提供体制の充実に努めて参ります。

(3) 地域連携会議等でもライフサイクルを通じた支援の重要性をテーマに取り上げ、高齢化等で本人及び家族の状態が変化しても当事者が安心して地域で暮らせるよう、「親なきあと」の生活支援体制の構築・整備をお願いします。

◆回答：障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

地域連携会議等におきましては、ご要望の課題につきましても取り上げていくことを検討していきます。地域における体制整備、支援体制の確立が図っていけるよう、引き続き努めて参ります。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大で、失業や勤務体制の大きな変化により生活が不安定になる等の影響が出ているケースも多いと聞いています。そのような発達障害者の支援拠点となる発達障害者支援センター(TOSCA)や障害者就業・生活支援センターの機能を更に強化すると共に、専門的な支援員を増やし、発達障害

者の就労と生活の安定を図ってください。

◆回答:障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

都は、東京都発達障害支援センターに地域支援マネージャーを配置し、各区市町村への情報提供や助言等を行うとともに、区市町村包括補助事業により、支援専門員及び心理士、OT、PT等を配置することを支援しております。

◆回答:障害者施策推進部 地域生活支援課(就労促進担当)

また、都は障害者就業・生活支援センターと契約し、生活支援を専門に担当する職員を配置した上で、生活面を中心とする相談に対する指導や助言等を行うよう求めています。

- (5) 各支援機関も、感染対策を考えながら支援継続のために日々変化せざるを得ない状況だと考えます。都の「新型コロナウイルス感染症防止対策のための専門的相談・支援事業」に基づき、引き続き支援機関が最新情報に基づいた障害特性に応じた助言や指導を受けられる体制の整備をお願いします。

◆回答:障害者施策推進部 施設サービス支援課(連絡調整担当)

令和3年度の国の報酬改定において、各障害福祉サービス施設及び事業所等において、感染症の発生及び蔓延等防止のための委員会の開催や、業務継続計画の策定、訓練の実施等が経過措置期間満了後に義務付けられることになりました。こうした状況を踏まえ、都では「新型コロナウイルス感染症防止対策のための専門的相談・支援事業」を実施することとし、施設等における感染防止対策に係る専門的な助言指導等を受けられる体制を確保しております。都は各施設が障害特性に合った感染対策を実施できるよう、令和4年度においても引き続きこの事業を継続いたします。

3. 就労移行支援事業、就労定着支援事業及び就労継続支援事業

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大により、企業等への実習も見送られる状況が生じています。また、感染対策のため外部者の出入りを制限している職場も多く、就労後のフォローアップが難しくなっている場合もあります。その仕事に合うかを実際に確かめる機会やフォローアップの機会が減少する中では、支援者のマッチングスキルが大変重要になってくると思われます。都では従来より就労移行支援事業所等の支援力向上を図る様々な研修を行ってくださっていますが、事業所全体のスキル向上のため、更に取り組みを進めてください。
- (2) 2021年度の厚生労働省の施策として、「障がい者の就労促進」「中小企業の障がい者の雇い入れ支援」「障がい者の雇用を促進するためのテレワークの推進」等が盛り込まれました。今後、より多くの企業が障害者の雇用に力を入れていくことが見込まれる一方で、障害者雇用においてもテレワークが進んで新しい働き方へシフトしていくことが予想され、今までの似たような働き方・仕事内容が変化し、「働く力」がより大切になってくると考えています。就労を希望する発達障害者一人ひとりの働く力を最大限に引き出すためにも、就労移行支援事業所や定着支援事業に携わる支援者に対する研修に新しい働き方に関する内容を取り入れ、更に充実させてください。

◆(1)と(2)まとめて回答:障害者施策推進部 地域支援課(就労促進担当)

就労移行支援事業所、就労定着支援事業所等の職員向けの研修として、支援経験年数の浅い職員向けの「障害者就労支援体制レベルアップ事業(就業支援基礎研修)」、雇用導入期の企業等への業務の切り出しの提案やマッチングのスキル向上を目指す「マッチングスキル等向上研修」、定着支援のスキル向上を目的とした「定着支援研修」、医療機関との連携に着目した「医療機関連携スキル向上研修」といったものを実施しております。また新型コロナ流行下における企業の採用活動や新しい働き方に対応した支援を提供していくことができるよう、今年度、「テレワーク等支援力向上事業」として研修を実施する予定です。今

後も事業所の支援力の向上に向け取り組みを勧めていくとともに、事業所に対しては各種研修を積極的に受講するよう働きかけをして参ります。

- (3) 新型コロナウイルス感染拡大により、多くの障害者就労事業所が生産収入減に見舞われました。手がけた商品の販売機会が減り、業務受注先企業の不振が原因で工賃が下がり、働く機会が奪われかねない状況になっています。特に就労継続支援B型は利用者と雇用契約を結ばないため、企業が払った休業手当の一部を国が補助する雇用調整助成金も活用できません。国は減収となった就労継続支援事業所に対し、補助金を交付する第二次補正予算を組みましたが、事業所の努力に多くを委ねる工賃システムの課題が浮き彫りになりました。都内事業所に対して東京都独自の対策をお考えでしょうか。

◆回答：障害者施策推進部 地域生活支援課(就労支援担当)

工賃は、基準省令第192条第6項では、「賃金及び第3項の規定する工賃の支払いに要する額は、原則として自立支援給付費をもって充ててはならない」と規定されています。しかしながら、コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた場合、事業所職員の処遇が悪化されない範囲で自立支援給付費を工賃に充てる事が可能とされました。また東京都では、令和3年7月に「工賃向上計画」を策定し、就労継続支援やB型等の工賃水準を高めるための取り組みを展開しております。現在コロナの状況下においても、工賃向上施策等の取り組みを踏まえ、都内のB型事業所等における受注等に関して継続して支援も実施しているところです。更に、東京都でも国の補助事業を利用し、「生産活動拡大支援事業」の補助を実施いたしました。東京都独自に国の「生産活動拡大支援事業」の対象範囲を拡大し、こちらについても対応させていただいたところです。今後も区市町村と連携・協力しながら事業所の取り組みを支援していきます。

4. 放課後等デイサービス等

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大により学校が休校になり、放課後等デイサービスが学校に行けなくなった子どもの行き場所としての役割を担うことになりました。保護者の就労を支えることも求められ、預かり施設となってしまうような状況も生まれています。学校と放課後等デイサービス施設が緊密に連携し、このような状況下でも放課後等デイサービスが本来の療育施設としての機能を十分発揮できるようにしてください。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

令和2年2月、学校等に一斉臨時休業が要請されたことに伴い、放課後等デイサービスでは障害を持つ児童の居場所としての役割を担うことになり、可能な限りの長時間の開所を求められ、また利用定員を超える児童の受け入れについても容認されました。一方、定員超過の状態は施設内事故のリスクが高くなるとともにサービスの質の低下を招く要因となること等から、東京都では、令和2年3月の学校春季休業開始日以降はこれまで通り定員を遵守するよう事業所に周知するとともに、国のガイドラインに沿って適正に運営するよう適宜指導して参りました。今後も放課後等デイサービスが本来の療育施設としての機能を十分発揮できるよう、適切に運営指導を行って参ります。

- (2) 学校側からは放課後等デイサービスの、デイサービス側からは学校の理解不足を指摘する声が聞こえてくる場合があります。このような状態が続くと、子どもが混乱して悪影響が出ることも考えられます。学校と放課後等デイサービスの連携が進むよう、都教育委員会とともに十分な働きかけをお願いします。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所施設担当)

平成24年の児童福祉法等の改正による「教育と福祉の一層の連携等の推進について」では、厚生労働省と文部科学省の連名により通知が発出されており、学校と障害児通所支援を提供する事業所等が緊密な

連携を図るとともに、学校等で作成する「教育支援計画」及び「個別の指導計画」と「障害児支援利用計画」及び「個別支援計画」は、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいとされています。しかしながら、区市町村の教育委員会の方針や具体的な対応によって、都内の学校と放課後等デイサービス事業者の連携は異なる状況にあります。都としても学校と放課後等デイサービスの連携が図られるよう、今回の新型コロナウイルス感染症対策では、都教育委員会発出の通知を障害児通所支援事業所等に対し情報提供を早めに行って参りました。今後も様々な機会を捉え、都教育委員会と情報交換を行うとともに、連携について働きかけていきます。

- (3) 放課後等デイサービス事業所については、ただ預かるだけに近い施設や専門性を感じられない対応をする施設等があり、内容の格差が大きいと聞いています。LD等発達障害について正しい知識と見解を持つ専門性の高い職員や、児童と保護者のニーズや課題を適切に把握して個別指導計画を作成する児童発達支援管理責任者が配置されるよう、引き続きご指導を強化するようお願いいたします。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所施設担当)

東京都では、事業所の新規開設を希望する法人に対して指定協議説明会の参加を求め、運営基準等の説明を行うとともに、虐待防止等、障害児の適切な支援にあたり遵守すべき事項について周知徹底を図っています。事業所の指定にあたっては、開設する区市町村において当該事業所で行う療育内容等を記載した事前調査票を基にした事前相談を必須としており、現地確認の際には、必要に応じて区市町村職員の同行を求めています。また、管理者及び児童発達支援管理責任者への面談では、地域におけるニーズの把握や、法令や事業運営等に対する意識を確認するとともに、運営開始後には国のガイドラインに沿って支援の質の向上と運営の適正化を図るよう指導しております。更に、事件事故等が発生した場合は迅速な報告を求め、事実確認の下、適切な運営指導に繋げております。今後も区市町村や関係機関と連携し、実態を踏まえながら事業者への運営指導を行って参ります。

5. グループホーム、住宅の支援等

- (1) 発達障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、滞在型グループホームの更なる設置促進をお願いいたします。また、自立生活の練習の場となる通過型グループホームやサテライト型グループホームについても増設をお願いいたします。

◆回答：障害者施策推進部 地域生活支援課(居住支援担当)

都では、「東京都障害者・障害児施策推進計画」の中で「障害者・障害児地域生活支援 3 か年プラン」を定め、滞在型、通過型、及び一人暮らしに近い形態のサテライト型グループホームの設置を促進しております。都内のグループホームの定員は、令和2年度末で11,876名となり、平成30年度からの3年間で2,799名の増となっております。また、令和3年度から令和5年度までを対象年度とする新たな3か年プランにおきましては、3年間で2,500名の定員増を目標として掲げ、目標の達成に向け引き続き整備費の特別助成のほか、国の報酬に上乗せした運営費の補助や、グループホームを新設または増設した場合の家賃借上げ費等を助成するグループホーム開設準備等補助事業を行い、グループホームの設置促進に努めていきます。

- (2) 親の会の調査でも、現在は親と同居しているという発達障害者が殆どです。今後親なき後を考えると、自立生活の練習の場が多く必要になることを重要視しています。東京都としての対策をお聞かせください。

◆回答:障害者施策推進部 施設サービス支援課(生活基盤整備担当)

都では、令和3年度から令和5年度までを計画期間といたします「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」におきまして、日中活動の場であります通所施設等につきまして5,000人分の定員を確保することを目標として定めているところでございます。日中活動の場であります通所施設の整備につきましては、特に利用者の高齢化や障害の重度化に対応する施設の整備等につきましては、事業者が整備を行う場合に本則の3/4の補助に加えまして、設置者負担の1/2の特別助成も行っているところでございます。都では引き続き新たな3か年プランに基づきまして、地域生活基盤の整備を積極的に進めて参りたいと思っております。

- (3) 各区市町村の街づくり構想に合わせつつ、都営住宅敷地内に福祉施設等を整備し、都営住宅住戸を障害者のグループホームとして活用できるようにしてください。

◆回答:住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課(企画調整担当)

グループホーム等の福祉施設の都営住宅への併設については、引き続き地元区市町の意向や街づくり構想等を踏まえ、建て替え事業に合わせて整備して参りたいと思っております。

- (4) 住宅セーフティネット制度について、各区市町村に居住支援協議会が設置されるよう、更にご尽力ください。また、居住支援法人に関しても、担い手が増えるような働きかけをお願いします。

◆回答:住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(企画調整担当)

障害者の方を含む住宅の確保に配慮が必要な方々に対しまして地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立して取り組むことが重要と考えております。東京都は平成26年度に、不動産関係団体や社会福祉法人等とともに東京都居住支援協議会を設立いたしました。本協議会において、パンフレットの作成や配布、またセミナーの開催等によりまして、区市町村協議会の設立意義への理解を深めるとともに、活動経費の補助を行うこと等、区市町村の協議会の設立促進、活動支援を行ってきた結果、令和4年3月末現在、26の区市で設置をされております。今後もこうした取り組みによりまして、区市町村での協議会の設立促進及び活動支援を進めて参ります。

◆回答:住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)

東京都は令和4年3月末現在、45の居住支援法人を指定しております。居住支援の担い手を増やし、居住支援にかかる体制を更に充実させていくため、未だ指定を受けていない居住支援団体等を中心に、今後も引き続き積極的に指定申請を働きかけていくとともに、法人が行う情報発信に協力する等、法人が活動しやすい環境の整備に努めて参ります。

6. 発達障害者への情報支援

- (1) 各区市町村の発達障害に対応する窓口担当職員が、LD等発達障害についての専門的で十分な知識を持って対応(意思疎通支援・合理的配慮の提供等)ができるよう、人材育成をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルスに関する様々な情報が流れ、真偽が分からずに何を信じていいのか、どうしていいのか分からず混乱したり、特性から「不要不急」「控える」「慎重に」等のあいまいな表現が分からない発達障害児・者もいます。特性から正しい情報を得ることができずに混乱したり孤立したりすることがないように、情報の発信時には発達障害者も内容を理解しやすいよう手立てを講じてください。

◆(1)と(2)まとめて回答:障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

都は、区市町村や支援機関等発達障害児者の支援に携わる職員や医療従事者に対し、発達障害への理解と支援の充実を図るため、毎年度様々なテーマを設けて研修を実施しているところでございます。今後も発達障害児者の支援に携わる職員が発達障害児者の様々な特性に対応できるよう、テーマを見直しながら人材育成に努めていきたいと考えております。

(3) 今後はあらゆる場面で非対面・非接触のオンライン化が進むと考えられます。オンライン化が進むことで生きづらさが減る発達障害者がある一方、急激な変化についていけずに困っている人たちもいます。親の会のアンケートでも、「給付金申請等、オンラインで手続きが難しい」「パスワード等の重要な個人情報の管理ができない」「トラブルが起きた時に対応できない」等の不安の声が多く挙がっています。必要な情報入手や手続きの進め方に対する支援システムを構築してください。

◆回答:障害者施策推進部 計画課(権利擁護担当)

都は、障害者差別解消条例の施行に合わせて改訂した「東京都障害者差別解消ハンドブック」において場面に応じた配慮の例を記載し、都庁内や区市町村に周知しています。また障害体験や障害者との対話を通じ障害者への理解促進を図るための事業者向け研修を、地域の中小企業の従業員等も出席しやすいよう、都内を10ブロック程度に分けて実施しております。障害者が円滑に情報を取得し意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であることから、本研修においても情報保障の重要性等についても周知していきます。

(4) 障害者サービスガイドブックについて

①受けられる福祉サービスの情報を記載したガイドブックは、各区市町村で作成・配布されているでしょうか。ガイドブックの存在を知らない障害者や家族もいます。広く周知をお願いします。

②ガイドブックに掲載されている情報を常に都で把握していただき、よりよいガイドブックになるよう各区市町村をご指導ください。

◆回答:障害者施策推進部 地域生活支援課(総合支援担当)

障害者総合支援法の下におきましては、支給決定は福祉サービスの実施主体である区市町村が行う事務でありますので、受けられる福祉サービスの情報を記載したガイドブック等の作成につきましては、区市町村で行っております。なお東京都におきましては、国が発出する「介護給付費等支給決定事務等に係る事務処理要領」に基づき、区市町村の事務手続きに対する技術的助言を実施しております。こうした技術的助言におきまして、区市町村の作成するガイドブック等につきましても情報交換する等、より分かりやすいガイドブック等を区市町村が作成できるよう働きかけていきたいと思っております。

~~~~~質疑応答~~~~~

[1]2-(2)相談支援

Q:けやき

相談支援事業所の充足状況について、各区市町村から都に情報連絡はあるのでしょうか。相談支援になかなか繋がれないという声が聞かれます。できれば早めに相談員の方と繋がって本人と信頼関係を築いていただき、その中で相談を続けていくというのが理想なのですが、お願いしようと思っても「受けられない」と断られ、セルフプ

ランを勧められるケースも少なくないようです。詳しい情報がないまま自分たちでサービスを選んだりプランを考えたりするのは大変難しいこともあり、改善していただければ有難いと考えています。

A:障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

まず区市町村から相談支援事業所の充足状況について情報連絡があるかというお話ですが、特にそのような連絡はいただいております。計画相談は区市町村が指定していることもあり、東京都としても事業所を増やすことはなかなか難しいものがあります。地域相談を行う事業所については東京都で指定をしております。相談支援専門員が少ないため断われているというお話も聞くことはありますが、そんなに多く聞いているわけではありません。

またセルフプランについても、障害のある方ご本人や家族の方がセルフプランで良いと仰る場合はエンパワメントの観点からは望ましいのですが、国は最初から安易にセルフプランを誘導するようなことは慎むべきという方針を示していますので、相談支援専門員と繋がっているということが基本であると思います。

先ほど申し上げた通り、相談支援事業所を増やすというのは難しいのですが、都は広域的な支援として、ご要望にもある基幹相談支援センターの設置に向けての検討や相談支援専門員の養成を続けていきます。

Q:けやき

相談支援専門員一人当たりどのくらいの方を受け持つことができるのでしょうか。

A:障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

平成30年度に35人が目安とされました。それ以上はいけないということではありませんが、報酬が逡減され、40人を超えると報酬が下がっていくこととなりました。絶対何人までという上限はありません。

Q:けやき

セルフプランについてです。私も自分の子どものことで相談したところ、「お母さんがそれだけしっかりした将来の展望があるのであれば、セルフプランでどうですか」「今とても混んでいてプランを立てるのは大変ですから、セルフプランでいきましょう」と勧められました。そうすると私たち親は「してもらえないんだ」という諦めみたいなものを感じますし、すべてを知っているわけでもありませんから、「そう言われればそうするしかないのかな」となってしまう、結果的にその後は何とも繋がらない地域生活の仕方をしています。ですので、「セルフプランで」と言って終わってしまうのではなく、「こんな風に進めていったらいいですよ」という勧め方もしていただければと思っています。

A:障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

セルフプランについてですが、「障害者」と「障害児」ではパーセントが違っておまして、東京都の場合、近年、障害者ではセルフプラン率が20%程度、障害児では40%程度です。私は障害者の方の担当なので、「障害児相談」については詳しくないのですが、先ほど申し上げた通り、以前から国は『「最初からセルフプランで」というようなお話をしてはいけない』と言っていますので、そのような話にならないよう、事業所を立ち上げる際に、区市町村も上手く事業所に伝えていくなどしなければならぬと考えています。

[2]5-(1)グループホーム

Q:けやき

各区市町村から都の方に報告されるグループホームの数は、知的障害者向け、精神障害者向け、身体障害者向け、サテライト型というように、内訳が分かるものなのでしょうか。それとも全部まとめていくつという形でお知らせがあるのでしょうか。

私の住んでいる自治体では、グループホームはもう作らないと言っていると聞いたことがあります。知的障害者

向けのグループホームに空室が多くあるようなのですが、精神障害者向けのグループホームは数が少なく、空きもなかなか見つかりません。では知的のグループホームの空室に精神の方が入れるかという、入れる場合もあれば、そうでない場合もあると伺いました。住んでいる自治体の地域性もあるのかもしれませんが、特に精神の滞在型グループホームを希望されている方はとても難しく、他の区市町村や他県まで範囲を広げて探さなくてはいけない状況です。グループホーム全体の数や定員が増加しているのは大変ありがたいのですが、バランスが悪いようにも感じています。

A: 障害者施策推進部 地域生活支援課(居住支援担当)

グループホームの内訳については今すぐには数字は出てこないのですが、集計すれば数字は出すことができます。事業所を開設したいという事業者の方から最初にお話をお伺いする際には、例えば知的の方をメインとしたグループホームを作られるのか、精神の方をメインとしたグループホームを作られるのかというようなこともお尋ねいたしますので、このグループホームはどういった方をメインにしているのかということは、こちらとしては数を押さえております。また、お話の中にありました地域によるばらつきについては、「地域性がある」ということでこちらでも重々承知しているところです。最近では事業所を開設したいというところがかかなり多くなっております。都としましても、地域のニーズや課題等を十分理解していただいた上で申請を出していただきたいという思いもございまして、最初に事業者には開設したい区市町村にご相談に行ってください、その地域のニーズや課題等が今どうなっているのか、何が足りないのか等も訊いていただいた上で開設していただくようお願いしています。例えば、知的が多いとか精神が多いというところにまたそのグループホームを作ってしまうと、利用者さんが入らない等ということで逆に事業者側の経営が上手くいかないということもございまして、そのようなことがないように、まずはお話を聞いていただくようお願いしているところです。

[3]5-(4)居住支援法人

Q: にんじん村

居住支援法人が45団体指定されているということでしたが、どのような団体が指定されるものなのでしょうか。不動産会社の組合等のようなところなのか、それとももっと行政寄りのようなところなのでしょうか。

A: 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)

居住支援法人の種類ということですが、居住支援法人は住宅にお困りの方を支援する団体で、住宅探しを手伝ったり、見守りといった入居後に必要な生活支援などを行っています。住宅探しという入口の部分で申し上げますと、例えば入居支援の活動をしておられる不動産会社等を指定しております。また入居後の支援等になりますと、福祉的な要素もございまして、例えば社会福祉法人等も居住支援法人として指定しているところでございます。不動産会社から社会福祉法人、或いはNPO法人等、幅広く指定させていただいております。

Q: にんじん村

障害のある人だけではなく、高齢者や例えば一人親家庭等、幅広い都民を対象にしていると考えてよろしいでしょうか。

A: 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)

はい、おっしゃるとおりです。住宅セーフティネット法に基づいて居住支援法人を指定しておりますが、この法律は高齢者や障害者の方、或いは一人親家庭等といった住宅探しなどに苦勞されている方々を広く対象にしておりますので、先程のお話の中にありました方々も対象となります。

Q: けやき

質問ではないのですが、私たちはLDを中心とした発達障害児者の親の会ですが、それ以外の発達障害関係の勉強会等でもこの制度について話題になることがあります。興味を持たれる方も多く、「福祉より福祉的かもしれ

ない」と仰っていた方もおられます。都の皆様のお力添えで、この制度の更なる拡充をよろしく願いいたします。

A:住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)

ありがとうございます。都としましては、居住支援法人については指定を推進していきたいと思っておりますし、なるべく多くの方にこの制度を知ってもらいたいとも考えておりますので、引き続き制度の普及啓発等に力を入れていきたいと思っております。

以上